



2018年2月7日

各 位

会社名 旭硝子株式会社
 代表者名 代表取締役社長執行役員 島村琢哉
 (コード番号 5201 東証第一部)
 問合せ先 広報・IR部長 玉城 和美
 (TEL. 03-3218-5603)

当社取締役等に対する新たな株式報酬制度の導入について

当社は、2018年2月7日開催の取締役会において、当社取締役及び執行役員（国内非居住者を除く。以下、「取締役等」という。）に対する新たな株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2018年3月29日開催予定の第93回定時株主総会（以下、「本総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の目的等

- (1) 当社グループは、経営方針 **"AGC plus"** のもと、「2025年のありたい姿」を制定し、高収益のグローバルな優良素材メーカーとなることを目指しています。今般、この達成に向けて2018年から2020年までの3年間を対象とする中期経営計画 **"AGC plus-2020"** を制定いたしました。

本制度は、取締役等の報酬等について業績及び株価との連動性をより明確にするものであり、取締役等の中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高め、株主の皆様と利害共有を図るとともに、中期経営計画 **"AGC plus-2020"** における業績目標の達成に向けた取締役等の意欲を高めることを目的としています。

- (2) 本制度は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下、「BIP信託」という。）を用いた株式報酬制度です。BIP信託は、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) と同様に、役位や中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を取締役等に交付及び給付（以下、「交付等」という。）する仕組みです。

- (3) 本制度に基づく報酬は、次のとおり構成されています（詳細は、下記3. のとおり）。

構成	概要	対象者
業績連動部分	役位に応じて中期経営計画における業績目標の達成度等と連動し当社株式等の交付等を行う。	・執行役員を兼務する取締役及び執行役員
固定部分	役位に応じて一定数の当社株式等の交付等を行う。	・執行役員を兼務する取締役及び執行役員 ・執行役員を兼務しない取締役 (社外取締役を含む)

(4) 本制度の導入は、本総会において承認可決されることを条件とします。

(5) 当社は、報酬決定プロセスにおける客観性・透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める報酬委員会を設置しており、本制度の導入については、報酬委員会の審議を経ております。

※ 本総会において、本制度の導入が原案どおり承認可決されることを条件として、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）による報酬は2018年以降、新規の割り当てを行わないこととします。

(ご参考) 本制度が導入された場合の取締役の報酬構成

対象者	報酬の構成		変動報酬	
	月額報酬	賞与	株式報酬	
			業績連動部分	固定部分
執行役員を兼務する取締役	●	●	●	●
執行役員を兼務しない取締役 (社外取締役を含む。)	●	—	—	●

本制度の対象

※ 株式報酬のうち固定部分は、会社業績とは連動せず、当社株価にのみ連動します。

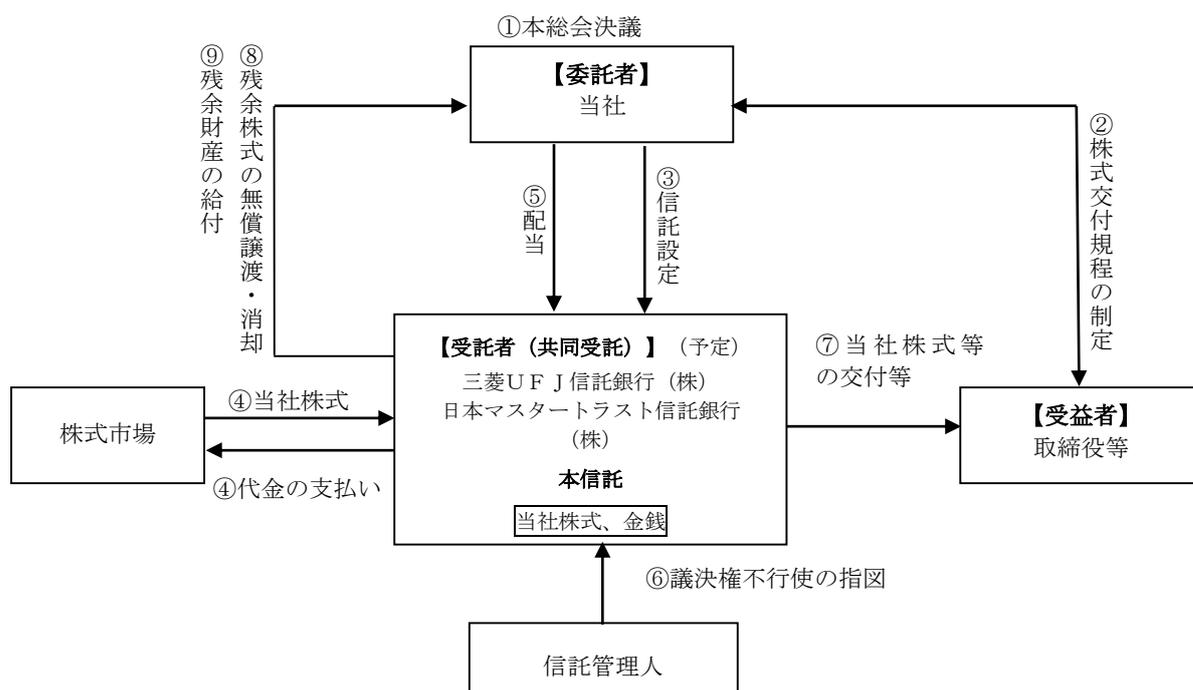
※ 「定額報酬」と「変動報酬」の割合は、標準支給額ベースで、概ね次のとおりとなります。

<取締役社長執行役員> 定額報酬：変動報酬（注） = 4：6

<執行役員を兼務する取締役> 定額報酬：変動報酬（注） = 5：5

（注）変動報酬は、賞与と1事業年度あたりの株式報酬額の合計

2. BIP信託の仕組み



- ① 当社は、本総会において、本制度の導入に関する取締役等の報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度に関する報酬規程として株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①における本総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たした取締役等を受託者とする信託（以下、「本信託」という。）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、受益者は、当社の株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上でかかるポイントの50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りのポイントに相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等への交付等の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

※ 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に取締役等について定められる株式交付ポイント数（下記3.（5）に定める。以下同じ。）に相当する当社株式数に対し不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記3.（7）の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

3. 本制度の内容

（1）本制度の概要

本制度は、当社が掲げる中期経営計画の対象となる3事業年度（以下、「対象期間」という。）を対象として、当該信託を通じて取締役等に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。なお、当初の対象期間は、2018年12月31日で終了する事業年度から2020年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度とします。

本制度に基づく報酬は、「業績連動部分」と「固定部分」から構成されます。業績連動部分は、執行役員を兼務する取締役及び執行役員に対して、役位に応じて中期経営計画における業績目標の達成度等に連動して当社株式等の交付等を行うものです。執行役員を兼務しない取締役については、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監視機能を担っていることから、業績連動部分の交付は行いません。固定部分は、全ての取締役等に対して、業績とは連動せずに、役位に応じて一定数の当社株式等の交付等を行うものです。

(2) 本制度導入に係る本総会決議

本総会において、本信託に拠出する信託金の上限額及び取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の総数の上限その他必要な事項を決議します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、以下の受益者要件を満たしたことを条件に、株式交付ポイント数(下記(5)に定める。)に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けます。

- ①対象期間中に取締役等であること（制度開始日以降に新たに取締役等となった者を含む。）
- ②自己都合で退任した者（傷病等やむを得ない事由による自己都合退任を除く。）及び在任中に一定の非違行為があったことや職務・社内規程等の重大な違反をしたこと等により辞任した者または解任された者でないこと
- ③その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件で信託契約または株式交付規程に定めるもの

(4) 信託期間

①当初の信託期間

2018年5月9日（予定）から2021年5月末日（予定）までの約3年間とします。

②本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を更に3年間延長し、当社は延長された信託期間ごとに、本総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で信託金の追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等

取締役等に対して交付等が行われる当社株式（換価処分の対象となる株式を含む。）の数は、「株式交付ポイント」の数により定まります。株式交付ポイント1ポイントにつき当社株式1株を交付するものとし、1ポイント未満の端数は切り捨てます。但し、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合には、分割比率・併合比率等に応じて、株式交付ポイントの数及び下記（7）の交付等株式数の上限を調整します。

株式交付ポイントは、取締役等の役位に応じて対象期間中の各事業年度に付与される基準ポイントをもとに、次のとおり算定されます。

①業績連動部分

執行役員を兼務する取締役及び執行役員に対する業績連動部分の株式交付ポイントは、対象期間中の各事業年度に付与される基準ポイントのうち50%に相当するポイントを累計し、対象期間終了後に、この累計値に業績連動係数を乗じて算定します。

※ 業績連動係数は、中期経営計画における業績目標の達成度等に応じて0～200%の範囲で変動します。業績目標の達成度等を評価する指標は、中期経営計画における業績目標の達成のための重要指標である連結営業資産利益率及びEBITDA（支払利息・税金・減価償却費控除前利益）等とします。

②固定部分

執行役員を兼務する取締役及び執行役員に対する固定部分の株式交付ポイントは、各事業年度に付与される基準ポイントの50%の累計となります。執行役員を兼務しない取締役に対する固定部分の株式交付ポイントは、各事業年度に付与される基準ポイントの累計となります。

(ご参考) 取締役等に交付される株式交付ポイント

<ul style="list-style-type: none"> ・執行役員を兼務する取締役 ・執行役員 	業績連動部分のポイント + 固定部分のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・執行役員を兼務しない取締役 	固定部分のポイント

(6) 当社株式等の交付等の方法及び時期

上記(3)の受益者要件を満たした取締役等は、対象期間終了後、株式交付ポイント数の50%に相当する当社株式(単元未満株式については切り捨て)の交付を受け、残りの株式交付ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

取締役等は本制度を通じて交付を受けた当社株式を退任するまで継続保有するものとします。

※ 信託期間中に受益者要件を満たす取締役等が死亡した場合には、当該時点における株式交付ポイント数に相当する当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

(7) 本信託に拠出される信託金の上限額及び本信託から交付等が行われる当社株式の上限数

当社が、対象期間(3事業年度)ごとに本信託へ拠出する信託金の金額は15億円を上限とします。信託金には、本信託による株式取得資金のほか信託報酬及び信託費用が含まれます。信託金のうち社外取締役分の株式取得資金は、対象期間ごとに合計2,500万円を上限とします。

また、対象期間(3事業年度)について、本信託から上記(6)により取締役等に交付等が行われる当社株式(換価処分の対象となる株式を含む。)の数の上限は、対象期間ごとに合計37万2,000株とします。この交付等株式数の上限は、上記の信託金の上限額を踏まえ、直近の株価等を参考に設定しています。このうち社外取締役分については、対象期間ごとに合計6,000株を上限とします。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(7)の株式取得資金及び交付等株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式にかかる配当金の取扱い

本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充当されます。

(11) 信託期間満了時の残余株式及び配当金の残余の取扱い

信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付の対象になります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間の満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対する株式報酬制度の導入 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 取締役等のうち受益者要件を満たした者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約日 | 2018年5月9日（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2018年5月9日（予定）～2021年5月末日（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2018年5月9日（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の金額 | 15億円（予定）（信託報酬・信託費用を含みます。） |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2018年5月11日（予定）～2018年5月末日（予定）
（なお、決算期（四半期決算期を含みます。）末日以前の5営業日から決算期末日までを除きます。） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社为本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が業務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上